

特記仕様書

第1条 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、山梨県県土整備部 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書（以下「特記仕様書」という）で、『市道 1-20 号線（八幡橋）耐震補強・補修工事（I 期）（平準化工事）』の施工に適用する。
- 2) 本工事は、
場 所 笛吹市一宮町国分地内
路 線 名 笛吹市道 1-20 号線（八幡橋）
であり、この特記仕様書は共通仕様書を補完する。
- 3) 本工事の実施にあたり特記仕様書に明示なき事項については、共通仕様書、現場説明事項及び工事協議（打合せ）書によるものとする。

第2条 関係機関との協議

本工事は金川河川区域内での工事となるため、山梨県峡東建設事務所に対し、工事着手前に事前打合せを行い必要な書類等があれば提出すること。また、施工中においても河川状況の変化等、必要に応じて報告・打合せを行いその指示に従うこと。

第3条 施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書は、現場着工前（契約日から 30 日以内）までに提出すること。その際、緊急時の体制及び対応については、休日であっても不測の事態に対応できるよう連絡先を明記すること。また、本工事の内容に応じた施工・安全訓練等の具体的な計画や、下請負の予定がある場合は、その業者名・下請負範囲・下請負の現場代理人等を施工体系図で明記する（明記できない箇所は監督員と協議する）。

第4条 建設副産物の適正処理

工事の施工により発生するコンクリート塊・アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。

第5条 事業損失防止

工事施工にともなう水質汚濁等により河川に影響を及ぼす恐れがあるため、濁水の流出、資機材及び廃材の散逸等に対し飛散防止のネット等を使用する等、十分な対策を講じること。特に、構造物取り壊しに係るコンクリート殻や、生コンクリート等が河川へ流出しないよう十分に対策を講じた上で施工を行うこと。

第6条 段階確認等

段階確認にあたり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

- 1) 段階確認の計画書作成
工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を期した段階確認工程表を作成する。なお、施工計画書作成対象工事においては、施工計画書に含めて提出しなければならない。
- 2) 社内検査の実施
段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。
- 3) 段階確認時の注意事項
段階確認においては、検査（確認）部分の出来形が確認できる資料を事前に作成

- し、監督員に提出すること。
- 4) 段階確認実施日程
請負者は、段階確認により発注者の確認を受ける必要のある場合については、原則立ち会い希望日の前日までに書面により協議すること。
- 5) その他
段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、請負者の様式により管理できる。

第7条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- 5) 橋梁点検車等の使用については、積載制限重量の遵守、墜落防止対策、運転操作等安全には十分配慮すること。

第8条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日（4時間）以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1) 安全活動のビデオ等の視覚資料による安全教育
- 2) 本工事内容等の周知徹底
- 3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

第9条 工事の下請負

請負工事の一部をやむを得ず下請負に附した場合には、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること。その場合には、施工体系図の写しも合わせて提出すること。施工体系図には、下請け契約にあたらぬ資材等の運搬や輸送、交通誘導警備員等についても可能な限り記載すること。

第10条 工事实績の登録

受託者は、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター。）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員に提出、承認をうけた後に、（財）日本建設情報総合センターにデータを提出するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

- 1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- 2) 完成時登録データの提出期限は、業務完成后10日以内とする。
- 3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

第 1 1 条 建設リサイクル法対象建設工事の届け出に係る事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第 1 2 条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第 1 2 条 工事中の交通及び保安設備

工事区域内への一般車両の進入を防止するため危険防止柵を設置し、必要に応じ保安用の夜間照明設備を設置する等、十分な危険防止対策を施すこと。

また、工事区域内での車両の運行、及び歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の交通誘導警備員を設置し、通行の誘導、路面の補修に努める等、交通及び保安上十分な措置を講じること。

1) 工事の施工にあたっては、「道路工事交通保安施設設置基準」(H28 年 4 月改訂)に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。

また、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により別途協議することとする。

「土木工事安全施工技術指針」ほか関係法令等を遵守のうえ施工すること。

第 1 3 条 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省 HP に EXCEL 形式で公開されている様式により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 1 部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初作成した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を印刷し、1 部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを CD-R 等により監督員に提出するものとする。その際、同 HP に公開されているチェックソフトにてエラーチェックを行い、結果を印刷したものを提出すること。

なお、作成した工事データは自社で 1 年間保管するものとする。

※「再生資源利用[促進]計画書(実施書)」は下記方法により入手すること

国土交通省ホームページからダウンロード

URL

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

第 1 4 条 排出ガス対策型建設機械および低騒音型建設機械の原則使用

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、および指定された低騒音型建設機械を使用する場合には、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影し、監督員に提出するものとする。

第 1 5 条 出来形管理

出来形管理基準については、山梨県県土整備部監修『建設工事必携』及びこれに基づく『2. 土木工事施工管理基準及び規格値』を準拠するものとする。

第 1 6 条 創意工夫

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第17条 留意事項

- 1) 施工の際は安全施設等十分設置し、近隣耕作者及び道路利用者の交通安全に十分注意すること。
- 2) 工事で発生する騒音や振動、沿道の取り付け、排水、雨水処理等による苦情が発生しないよう努めること。
- 3) 監督員との協議、段階確認等には協議書等を提出し、図面や数値等でその内容がわかるよう参考資料を添付したうえで2部提出すること。
- 4) コンクリート殻・アスファルト殻の出来形管理は立米管理を原則とする。
- 5) 設計内容にかかわる物はもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕によりそのつど処理するものとし、了解・承諾のある前に施工した場合は、受注者の責任により行うこと。
- 6) 本工事において、土木工事共通仕様書による工事測量に基づき起工測量を行い、その結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、受注者の責任において施工するものとする。
- 7) 労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。
- 8) 受注者は、工事着工前には周辺の地権者・耕作者・役員等立会いのうえ、民地との境界確認、施工方法・施工期間等を説明しトラブルの無いよう立会い一覧表に署名等をもらい提出すること。
- 9) 既設舗装の取壊しについて、舗装版の厚さに相違があり取壊し・処分数量に相違が生じた場合には、協議を行い数量の変更を行うこと。その際には根拠となる資料を添付すること。
- 10) **変更に関する協議の行われていない事項に関しては、請負金額の変更は行わないものとする。**（工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成30年6月)による）

第18条 施工方法について

1) 断面修復

- (1) 断面修復の実施にあたっては、劣化損傷部のコンクリートのはつり、はつり面のケレン処理、鋼材の防錆処理を行うものとする。
- (2) はつりに当たっては、はくり、ひびわれ、豆板が生じている部分や塩分を多量に含んでいる部分をできる限り撤去するものとするが、その際、健全な部分に損傷を与えないようにすること。
また、はつり部分が多くなり、構造物の耐荷力に影響を与える可能性がある場合は、はつりの順序について監督職員と協議すること。
なお、はつりの範囲等について疑義がある場合は、監督職員と協議すること。更に、鉄筋腐食により断面欠損している場合は、欠損部分を補うために添鉄筋を配置すること。
- (3) 断面修復材は、付着性に優れるポリマーセメントモルタルとし、NEXCOの断面修復材の品質規格に適合するものとする。圧縮強度及び曲げ強度の品質管理基準は下表とする。材料の使用に先立ち、試験成績表を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

(4) 断面修復材の品質管理基準

断面修復用	圧縮強度 σ_{28} 日	JIS R 5201	3個平均 = 24 N/mm ² 以上 1 個あたり = 24 N/mm ² × 85% 以上
-------	----------------------	------------	---

- (5) 施工前に必ず現地計測を実施し、損傷数量など設計値との整合を再確認し監督員に報告すること。

2) ひび割れ補修工（ひび割れ注入工）

- (1) 対象ひび割れ幅 0.2 mm～0.5 mm未満。
- (2) ひび割れ注入工法は「低圧注入工法」とし、ひび割れの深奥部まで完璧に注入できるものとする。
- (3) 受注者は低圧注入の施工方法について、工事着手前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) ひび割れ注入材について、上部工は建設省総合技術開発プロジェクト、コンクリート耐久性向上技術の開発の土木補修用エポキシ樹脂注入材3種以上のもの、下部工は同1種以上のものを使用するものとする。材料の使用に先立ち、試験成績表を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 施工前に必ず現地計測を実施し、損傷数量など設計値との整合を再確認し監督員に報告すること。

第19条 足場工について

本工事の施工に際し、労働者の足場からの墜落等を防止し、適切な職場環境を施すこと。

- 1) 工事の施工に際し、「手すり先行法等に関するガイドライン」に基づき適切な足場の設置を行い、墜落等の労働災害防止を行うものとする。
- 2) 工事で使用する足場工は、橋脚周り足場の設置日数について 164 供用日を想定している。また、吊足場の設置日数について 11 供用日を想定している。

第20条 水替工について

本工事の水替工は、3 箇所の設置を想定し、運転日数について 35 日を想定している。

第21条 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日(土日)に取り組むこともできる。

- 1) 週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。
- 2) 取り扱いについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。

第22条 平準化工事

本工事は、平準化工事の対象として、平準化工事実施要領の規定に基づき前払金を請求することができる。

第23条 工期について

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	60日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率	1.88
④ 年末年始・ゴールデンウィーク	10日間
⑤ 他工事との作業重複期間	0日間

第24条 河川内工事について

橋脚巻立て工及び土留・仮締切工については、5月31日までに行い、落橋防止装置工及び橋梁用足場工については、6月30日までに行うこと。

第25条 その他

- 1) 適用工種は『**橋梁保全工事**』とし施工地域区分については『**補正無し**』とする。
- 2) 適用単価年月日は『**令和7年9月1日基準**』とする。
- 3) その他疑義が生じた場合は監督員と協議すること。